

子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託・民間保育園給付等業務の労働者派遣契約 プロポーザル実施要領

1 目的

千葉市が担う、子ども・子育て支援新制度業務関連事務等の業務について、より効果的・効率的な業務運営を進展させるため、民間事業者に委託するものである。

2 業務概要

(1) 件名

子ども・子育て支援新制度にかかる関連事務等業務委託
民間保育園給付等業務の労働者派遣契約

(2) 予定契約期間

契約締結日から令和8年12月31日

(3) 履行期間

令和6年1月1日から令和8年12月31日

(4) 業務内容

本業務の詳細は、「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託仕様書」及び「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約仕様書」を参照のこと。

(5) 委託料

172,100,000円を上限とする（地方消費税及び地方消費税相当額を含む。）。

※上記の上限額は、「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託」及び「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約」の合計した額とする。

(6) 受注者の選定方法

受注者の選定は、本書に従って提出された企画提案書（以下、「提案書」という。）に基づく、公募型プロポーザル形式で行う。

3 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和4・5年度千葉市入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該プレゼンテーション審査日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
 - オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の参加意向申出書の受付期限の日からプレゼンテーション審査日までの間に受けている者

(3) 過去3年の間に中核市、特別区、政令市、都道府県、国のいずれかにおいて、同種業務（「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託」又は「民間保育園給付等業務の労働者派遣契約」のいずれかで可）の履行実績を有すること。

(4) 個人情報保護に関する ISMS（ISO27001、JISQ27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。

(5) 共同企業体にあつては、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア すべての構成員が前記（1）、（2）及び（4）の要件を満たしていること。

イ 代表構成員が、（3）の要件を満たしていること。

ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。

エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 スケジュール

内 容	日 付
募集要領公告	令和5年10月10日
募集要領、仕様書の配布及び参加意向申出書 受付期間	令和5年10月10日～ 令和5年10月17日
参加資格確認結果通知	令和5年10月19日
仕様書等に関する質問の受付期限	令和5年10月26日
仕様書等に関する質問の回答期限	令和5年10月31日
企画提案書提出期限	令和5年11月6日
プレゼンテーション審査	令和5年11月10日
事業者の決定（選考結果通知）	令和5年11月中旬
契約締結	令和5年11月下旬

5 プロポーザル参加手続き

プロポーザルに参加を希望する者は、参加意向申出書及び参加資格を証する関係資料を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。なお、説明会及びそれに類するものは実施しない。

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書 【様式1】

イ 履行実績調書 【様式2】

ウ 履行実績の内容が確認できる契約書、仕様書等の写し

エ ISMS (ISO27001、JISQ27001) 又はプライバシーマーク (JISQ15001) の認証を受けていることが
証明できる書類の写し

(2) 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課
(千葉市役所本庁舎高層棟8階)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は令和5年10月10日(火)から令和5年10月17日(火)ま
での平日、午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出期限

令和5年10月17日(火)午後5時。なお、郵送の場合は、簡易書留又は特定記録にて当日午後5
時必着とする。

(5) 資格審査

令和5年10月19日(木)までに参加資格要件を満たしているかの確認を行い、資格確認結果通知
を送付する。

6 質疑・回答

仕様書等の内容に関し、質問がある場合は、別途配布する【様式3「質疑書」】を「11 担当部署」宛
てに電子メールで令和5年10月26日(木)午後5時までに提出すること。

すべての質疑及び回答内容は、令和5年10月31日(火)までに、すべてのプロポーザル参加者に対
して電子メールで回答及び本市ホームページに掲載する。

7 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、企画提案書及び見積書を提出すること。
作成要領は、別途配布する【別紙「子ども・子育て支援新制度関連事務等業務委託企画提案書等作成
要領」】のとおり。

8 プレゼンテーション審査会について

提案書の内容をもとに20分程度のプレゼンテーションと、それに対する質疑応答を行うものとする。
プレゼンテーションにあたっては、プロジェクター及びスクリーンの使用は可とし、その際のパソコン
等その他の必要な機材は参加者側で用意すること。

なお、審査会の日時や場所などの詳細については、別途案内するものとする。

9 選考方法

(1) 審査主体

本市職員で構成する審査委員会とする。

(2) 審査基準

項目	配点
① 国・地方公共団体での業務実績	18点
② 事業者の業務体制	24点
③ スタッフの供給体制・管理体制	24点
④ リスクマネジメント	24点
⑤ 個人情報保護	30点
⑥ 重点的取組事項	30点
⑦ 改善提案	30点
合計	180点

なお、①から⑤の項目中、項目②、項目④、項目⑤が1項目でも0点となった場合は、失格とする。

(3) 審査方法

提案書の審査は、審査委員会において公正に審査する。

(4) 優先交渉者の決定

優先交渉者は、審査委員会での合計得点が最も高い提案者とする。同点の場合は、見積価格が安価な者を選定する。

(5) 選考結果通知

選考結果（採用・不採用の別）は、令和5年11月中旬に、全提案者に書面で通知する。

(6) その他

優先交渉者が辞退した場合及びその他の理由で契約が締結できない場合は、次に得点の高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。ただし、審査委員会が適切な者ではないと判断した場合は、この限りではない。

10 その他

- (1) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等々）は全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等は必要に応じて複写する。
- (3) 提出書類等は返却しない。

11 担当部署

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

(千葉市役所本庁舎高層棟8階)

【電話】043-245-5735

【E-mail】unei.CFE@city.chiba.lg.jp